

国家公務員の意識の現状に関する考察（その19）

—08年度後半の推移を中心に—

大 貫 啓 行

はじめに

08年秋、年金制度に対する不信感が高まったことを契機に、マスコミや政治は公務員批判一色の様相を呈した。公務員の士気低下が懸念される中、11月には元厚生省事務次官夫婦を狙った連続襲撃事件が発生、厚生労働省などを中心に震ヶ関に緊張感が走った。マスコミの取材に「恨まれる心当たりが多すぎる」という不安に満ちた厚労省職員の反応は、公務員の感じている風当たりの強さを象徴していた^(注1)。国家公務員はわが国の今日の困難な状況下、さまざまな制度的欠陥のスケープゴートの存在になった感があった。国民全体が多様な面でそれぞれ改革を迫られているのだが、公務員を叩くことで済ませているというのが実態ではないのか。

1 規制改革への抵抗志向

英国サッチャー政権は、おおむね20年間にわたる規制緩和などの構造改革を進めたことで経済活性化に成功、英国経済を復活させることに成功した。遅ればせながら、わが国でも、小泉内閣の4～5年間だけ構造改革が行われたが、国民的覚悟が欠けているためか改革に対する疲労感ばかりが叫ばれる状況になった。医療、農業、保育など規制緩和によって成長の余地の多い分

野で反対の声が目立った。持続力のなさはわが国の国民性、どうしようもない体質的な弱点だ。これは容易には直せない。容易に直せないからこそ、国民性というものだろう。

構造改革への反対の声の発信源として公務員の影が見え隠れしていた。各省、公務員サイドは既得権を失いたくないという空気に満ちていた。いわゆる改革に対する抵抗勢力の元凶視されることになった。縦割りの組織の論理としてそれぞれの組織としての利益実現が公務員の行動原理となっていた。個々の公務員には改革への理解があっても、組織としては既得権益を死守しない公務員は長い目で見れば弾かれるという組織の“掟”に逆らえる気骨の人はほとんど見られなかった。裏金の公表など、さまざまな形の不正を暴くといった散発的なものに留まった。

07年度は医療など約20項目の改革が閣議決定されたが守られず、08年度は約130項目が唄われたが推進状況は遅々としていた。政治空白の中、官僚の権限強化の動きさえ諸所に目立った。漁業対策、決済ビジネス、消費者庁、日雇い派遣に関わる分野など、問題が出るたびに官僚の権限強化の動きばかりが目立った。医療品のネット販売禁止、コンビニエンスストアの深夜営業禁止、外資規制などでも官僚の新たな権限を持ちたいとの意図が窺われ、警戒を怠ってはならない側面があった。

08年9月（自民党総裁選）時点では、規制緩和の声は後退気味、規制緩和によって格差を拡大させたという声が高まった。問題があるとそのスケープゴートを仕立て、議論を単純化するという底の浅いマスコミ論調は由々しい状況といえよう。官僚サイドの規制緩和への消極姿勢もこうした空気に乗っている感もあった。格差拡大に対する注目に迎合して、「規制緩和の副作用を抑える」といった論理での規制強化、権限確保の流れになりがちだ。「たとえば、薬のインターネット販売やコンビニの深夜営業など消費者に支持されている商売を禁止しようとする。女性の社会進出を促すには民間の力による保育所を増やすべきなのに進めようとはしない」などと日本郵船会長・規制改革会議議長草刈隆郎氏は激しく官僚を批判した^(注2)。

2 地方分権改革推進委員会の議論

地方分権改革推進委員会（委員長丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長）は、発足から1年余を経た08年5月28日、国から地方への権限委譲の具体案などを盛り込んだ第一次勧告をまとめた。この勧告に関しての反応は、一言で言えば、中央省庁の権限を手放すことへの抵抗の激しさが改めて浮き彫りになったことだった。09年春までに計3回の勧告が出される予定となっていたことから、第1次勧告はあくまでもパンチが乏しく、中央省庁の意向に配慮した「妥協路線」と評されるものに留まっていた。主な論点は以下のとおり。

直轄道路のうち、県庁所在地など重要都市間を結ぶ道路のほか、1級河川でも都道府県内で完結、もしくはわずかに境界をまたぐ水系については都道府県に管理権限を移譲するよう求めた。直轄道路については国土交通省の主張は「重要な中枢道路ネットワークは国が責任を持つ」とし、移譲可能なのは15%のみとした。1次勧告に「さらなる移管を検討すべきだ」とされた。同省は、「分権委は、道路の整備と管理は“一体でなければ効率が悪く、意味がない”という実態を知らない」といった挑発的な声がでていたという。

農地転用の許可権限委譲は、農水省の強い抵抗を押し切り盛り込まれた。許可権限移譲については、賛成の増田総務相と若林農水相の激しい反対となり、省庁間では決着できなかった。2ヘクタール以下は市、2ヘクタール超は都道府県に移譲させるという委員会の主張に、農水省は「食糧の安定供給には 国による優良農地の確保が必要として4ヘクタールを超えるものは農水相許可」とすべきだとの主張を展開した。改革委員会は国の関与廃止という強硬路線を貫いた。

第2次案を08年末までにまとめるとして、分権推進委は8月、408項目の見直し対象に関する各省庁の意見を求めた。9月16日発表された結果は、「引き続き国の出先機関で対応すべきだ」とする回答が全体の9割を占めた。実質的にはゼロ回答といえ、各省庁の地方分権への後ろ向きの姿勢が改めて浮き彫りになった。出先機関の事務権限の内、地方への移譲を検討するとい

う回答は延べ27項目、いずれも5月末にまとめられた第1次勧告に沿ったものに過ぎなかった。知事会幹部は「仕事を減らしたいと自ら言い出す役人はいないだろう」などと冷ややかに受け止めていた。

山場の10月時点での各省庁の対応は現状維持一色。実態の一端は、たとえば、国交省と都道府県幹部との個別協議も、都道府県幹部（建設部、土木部）の大部分が国交省からの出向者ということで、実質的には国交省官僚同士の内輪の会議という具合になっている。そもそも、これで切り込んだ改革ができる訳がない。国交省案では全国に約1000箇所ある地方整備局の事務所・出張所の内、廃止は出張所数箇所だけ。2万人余の職員はそのまま。丹羽分権委委員長は「(国交省) 出向者は県より本省のために働く。(表面上の立場ではなく) 農水省も(利益を優先するという点では) 同じような状態」^(注3)と見抜いている。自治体を応援したがこれではどうしようもないといった状況だったというのだ。

大問題になった事故米の流通を見逃してしまったことを重視した政府は、農政事務所の廃止を含めた組織改革の検討に入った。福岡農政事務所が90回以上検査した三笠フーズ(大阪市)の不正は発見できなかった。11月6日、麻生首相は丹羽委員長に農水省地方農政局や国土交通省の地方整備局の廃止を含めた検討を指示した。全国で7農政事務所、職員1万6千人、予算規模1兆1548億円(05年度)。これだけの規模の権限委譲に関する協議の行方が注目された。麻生首相も大胆な行政改革を前提にしなければ消費税の増税はできないとの判断だったろう。

12月の第2次勧告は、地方整備局や地方農政局、地方運輸局など国の6つの出先機関を統廃合し、新たに「地方振興局(仮称)」などとした。問題は業務の大部分を新組織に残すとしたこと。地方への移譲項目は少なかった。

単なる看板の架け替えに終わることが明らかなものへと後退していた。国の出先機関統廃合などで7千7百人の人員削減を要請。業務の地方移譲に伴って9500人。将来的にはハローワーク業務を都道府県に移譲することも要請され、それに伴って合計3万4千人を削減できると指摘。これらに官庁サイ

ドは激しく抵抗しているが政治の決断次第ということになった。^(注4)

3 民主党の地方分権に関する方針

08年9月、民主党は12年をめどに「第2次平成の合併」を推進することを柱とした地方分権改革工程表を策定した。要旨は以下の通り。

09年度に地方整備局など中央省庁出先機関の原則廃止を決定、国と地方の協議に関する法制化に取り組む。10年度から出先機関を順次廃止し、国や都道府県から市町村へ権限移管を進める。

12年度から、「第2次平成の合併」に着手。現在約1800ある市町村を18年ころまでに700～800に再編、都道府県の仕事の3分の2程度を市町村に移す。合併を進める自治体には自由に使える一括交付金の上乗せなどを検討する。

政権をとってから民主党がどのような地方分権政策を実施するのか注視する必要がある。特に、公務員労組の意向と利害が対立することになる改革での、政権に就いた中での決断がぶれないことを期待したい。

4 道州制に関する諸提案

(1) 経団連提案

現行都道府県を廃止して、全国を10程度に区分。広域自治体である「道州」を新たに設置。真の住民自治を実現するために必要な権限と財源を備えた道州と基礎自治体（市町村）が内政課題に主体的に対応。国は国益を重視した政策に専念する。

08年3月発表の、中間とりまとめでは、道州制導入以前に地方分権を進めて、地方自治体の体力を強化するとした。そのため、国の出先機関改革を重視。国家公務員約30万人の内、3分の2に当たる20万人強（21万6千人、行政改革推進法で2010年度末までに2万7千人弱の定員を純減するとしている）が、出先機関勤務となっている。

中間とりまとめでは、道州制導入に先立って国の出先機関の整理・統合と事務・事業の都道府県への大幅移管、さらには職員の大幅な削減を提案、行

政改革推進法の削減に加えて地方に移管すべき事業に6万8千人が従事しているとした。

（2）自民党案

自民党は08年7月、基本法の制定や区分けに関する4案を併記した「中間報告を公表した^(注5)。麻生首相が道州制推進論者であり、9月の所信表明演説でも道州制への積極的考えを示した。自民党は衆院選のマニフェストにも掲げ争点にしたい意向を示した。各省庁は道州制には警戒感が強く、強い抵抗も予想されるところから、自民党は調整を前倒しする必要があるとの判断。

国の役割を、外交、防衛、司法などに限定した。公共事業や農業振興は道州の、身近な社会福祉や初等教育、水道事業、一般道路の整備は「基礎自治体」の担当と明記した。この考えによると、現行の中央省庁の役割の多くを地方に移すことになる。中央省庁は大幅にスリム化するはずだった。

民主党の小沢代表（08年当時）は道州制に否定的で、国と300の基礎的自治体からなる二層制が持論。こうした中での道州制論議に震々関には、どうせ早急にはまともされないとの冷めた空気が感じられた。09年9月の民主党政権出現後は、公務員労組の民主党への影響力に期待する空気すら出ている。

5 福田内閣の政権投げ出しの余波～渡辺善美行政改革担当大臣更迭など

国家公務員制度改悪推進本部事務局長人事で閣内の相違があらわになった。渡辺善美担当大臣の公募との考えに、町村信孝官房長官が公然と反対した。福田首相は渡辺大臣の意向を退け、総理自らの決断として立花宏経団連参与を起用した。温厚で実務経験の乏しい人物のため、一元的な幹部人事を担う「内閣人事局」などは、結局、官僚の設計に押し切られる懸念が強まった。というよりは、官僚サイドの様々な工作で総理、官房長官が妥協の道を選んだのだった。

08年8月2日の改造福田内閣発足で、渡辺善美行政改革担当大臣が閣外に去った。公務員制度改革で官僚批判の急先鋒だった渡辺大臣が閣外に去ったことに霞ヶ関には一時の安堵感が漂っていた。

福田首相は政権投げ出しの直前、10月に発足する日本政策金融公庫の2人の副総裁人事を決めた（財務省出身の細川興一元事務次官、渡辺博史前財務官）。総裁には帝人会長を務め、中小金融公庫総裁安居祥策氏の起用が決まっている。事業本部の責任者は旧公庫の所管官庁である財務、経済産業、農林水産省OBが就いた。これだけはっきりした事業の縦割りと、それぞれの所管官庁からの天下り人事説明は「適材適所」の一言だった。安居氏は「融資の方法などが違い、一緒にしてもうまくいかない」と、弁明していたが、まったく行政改革へのやる気が感じられないことに失望した。

政策金融の新組織、政策金融公庫、政策投資銀行、商工中金とも、総裁・社長には民間出身の経営者が座ったが、ナンバー2以下には所管官庁からの天下り幹部で埋められた。

内閣人事局について、基本法は「必要な制度上の措置について、1年以内を目途として講ずる」と、定めているだけで設置時期は明記されていない。担当大臣だった渡辺氏は退任後も改革派の急先鋒として党側の責任者中馬弘毅・行政改革推進部長に「内閣人事局に総務省、人事院、財務省の人事に関する機能の一部をまとめ束ねさせるべし」など、注文をつけた。渡辺案は、官邸が各省人事に強力に関与、抜擢人事や降格・減給を可能とする仕組み作りが狙い。これに対し、中馬氏は「人事局を早く設置し、早く機能させる」ことを重視。象徴の既得権益を奪うことになる渡辺案に関しては官僚サイドからの抵抗感が強いことは明らか。主に官僚で構成された事務局は、有識者会議の作業部会などで09年度予算編成に間に合わせるためとして、11月中のとりまとめ作業を急いだ。官僚ペースで進められることへの警戒感から、有識者サイドでは「時間をかけて議論すべし」との意見が出された。

麻生首相は所信表明演説（08年9月）で「官僚は、私と私の内閣にとって敵ではない」^(注6)と、発言したことに、霞ヶ関では“ほっとした安堵感”が

漂った。結果的には、12月の09年度予算編成に合わせての人事局立ち上げは見送り、1年先10年度への先送りとなった。組織移管を巡っての各省庁との折衝で、割譲を求められる各省庁の激しい抵抗に、政治が指導力を発揮することができず、政治が官僚に時間切れで押し切られたのが実態だった。公務員制度の抜本改革には、組織の大幅削減や既得権益の喪失を恐れる官僚サイドの執拗な抵抗が繰り返し広げられた。先送りに官僚サイドは朗報として受け取っていた。

福田内閣が手がけた行政改革案件は相次いで事実上立ち消えていった。7月に発足した民間有識者による「行政支出総点検会議」も、形式的に継続されたが、官庁の反対する特殊法人、独立行政法人会計への切込みなどできっこない。首相の強力な指導力なしには形式的に続けられても、実質的な改革にはならない。事務局主導ということはお茶を濁すということは明らかだった。

8月13日に福田首相が茂木敏充行政改革相に指示したばかりの、雇用・能力開発機構（職員数約4千人）の見直し作業も不透明になった。猛烈な抵抗を構えた厚生労働省は“してやったり”が本音。結局、当初の解体か案から、同省傘下「高齢・障害者雇用支援機構」（職員数約7千人）への統合、事実上の存続で決着された（08年12月）^{（注7）}。両組織の職員数からも明らかのように、新たな独立法人が開発機構の継承組織となったことは明らか。官僚の組織維持にかける執念の大きさは肝に銘じてかからなければ改革はできっこない。

防衛庁関係でも石破茂防衛相が退任で少なからざる変化が見られた。防衛力整備部門の一元化作業の勢いは落ち、内局官僚に代わって大臣を補佐する補佐官を非常勤でもいいようにするなど、官僚にとって好ましくない改革は巧妙に軌道修正された。官僚は関心が薄れた中で微調整を積み重ね、結果的に自らの利益を確保することを得意にしている。政治の指導力がしばしば頓挫するようでは、官僚関係の改革はおぼつかない。

08年12月31日、官民人材交流センターが発足することにはなったが、12

月19日の閣議で定められた政令では、3年間の経過措置で認められた各省庁による公務員再就職の斡旋だけでなく、再々就職支援までできると明記された。07年末、センターの制度設計に関する政府有識者懇談会は、センターの再々就職支援を禁じ、各省庁も2回目以降の再就職をしないとの報告書を出していた。渡辺善美行革担当大臣（当時）は、同報告の尊重を答弁していた^(注8)。総理大臣や大臣の交代でこれだけ方針が変わるようでは、公務員に好ましくない改革などは時間を稼ぎ先延ばししさえすれば、何とかなるといったノウハウとして官僚サイドに蓄積されることになってしまった。

7 民主党政権構想（マニフェスト）

民主党が08年9月26日固めた政権構想概要に見られる公務員制度関連事項は以下の通り。

政治家100人超を各省幹部に任用。国の人件費・委託費や省庁の事務経費を約2割削減して主要財源に充てるとの方針を明記するとした。政権獲得から4年間で3段階に分けた工程表にする案を検討。次第に明らかになる民主党の霞ヶ関改革に関する公約の厳しさに官僚は戦々恐々といった状態になった。

霞ヶ関が注目している最大のポイントは「天下りの禁止」であることは言うまでもない。さらに、局長級以上は1回辞表を出させた上でポリティカルアポイント（政治任用）とする制度を採用。国会審議の官僚依存からの脱却。予算編成に関して官邸が基本方針を決定、それを受けて各省庁ごとに政治家がその省庁の予算を編成する。これらを総合して、民主党がこれまでの官僚主導のありかたを抜本的に変える、質的变化だと受け止めている。

退職公務員が公益法人などへの再就職を繰り返す「渡り」禁止を主張する民主党は、08年末に政府が2回目以降の就職斡旋を承認できる政令を問題視し、その撤廃を迫った^(注9)。麻生首相は「原則廃止という方向だ」と、表明、出身官庁による再就職斡旋の承認に際しては「厳格に対応していきたい」と、強調した。こうした国会でのやり取りに、霞ヶ関には、民主党の天下りへの

厳しい姿勢への警戒感、失望感が広がっていった。

立法の80%を実質的に担ってきた官僚にとって、官と政の関係を抜本的に見直すという民主党の公約は時代の転換点だとする革命的な受け止めが強くなっていった。変化を先取りしたキャリア官僚の辞任が急増し、大学生の官僚人気も下がっていった^(注10)。

8 公務員に対する批判

（1） 行政の無駄

08年12月に取りまとめられる行政支出総点検会議（座長茂木友三郎キッコーマン会長）の議論が大詰めを迎え、各省庁は削減されることへの抵抗感が熾烈を極めた。たとえば、国土交通省が母体の「建設広報協会」「運輸振興会」などが共同発行している同省機関紙「国土交通」。07年度は関連出先機関など毎月7100部、本省が3100部を購入している。関連出費は合計で1700万円。関連団体の常勤役員7人はすべて同省OB。点検会議は公益法人を温存させるための不透明な関係を指摘したのに対して、国土交通省は購入部数の削減で済ませる方針。公益法人での職員旅行の丸抱えなど各種の不透明な支出が指摘された。最終報告では入札の競争性を高めるようにとの指摘となった。

（2） 社会保険庁への批判

厚生年金算定の基礎となる標準報酬月額（月給水準）の改ざんへの社保庁職員の関与疑惑。徴収率向上ノルマに追われていた同庁職員が各地の職場で行われていたのではないかという疑いだ。同庁は08年9月9日、職員の個人的関与があったことを初めて認めたことに続いてその他の関与の可能性を認め、第三者を入れた委員会を設け継続調査を約束した^(注11)。

社会保険庁の年金記録改ざんの示唆する問題は多い。たとえば、従業員4人以下の零細企業の場合。不況期に資金繰りに窮した会社は、手持ちの現金を取引先への支払いや従業員への給料に回し、社会保険庁への納付は後回し

になり勝ち。滞納すれば差し押さえするのが制度の筋だが、それでは会社はつぶれてしまう。そこで現場ではいくらなら払えるかが話し合わせ、その額に圧縮する方法が示唆されることがあったのではないか。社会保険庁は徴収率が上がり、少しでも保険料の徴収額が増えるというのは一時的には魅力であったろう。こうしたことが現場ではあたりまえのように行われていたようだ。その結果が相当数の改ざんとなって今日の問題となっている。現場の実情を踏まえない制度設計がもたらした問題だったとの側面がある^(注12)。この問題を現場段階の職員の不祥事として、処理しているだけでは、根本的な解決にはならない。現場はもちろん、幹部職員、高級官僚も、ある程度知っていながら、あえて難しい問題から目をそらせ不作為を重ねてきた。こうした事なかれ主義の空気が公務員の体質になっていることは、深刻な問題だ。

(3) 汚染米問題での「お役所目線」

08年9月19日、農薬などに汚染された事故米の不正転用で揺れた農林水産省白須敏郎事務次官らトップ2人が辞任した(事実上の更迭)。その間、国民・消費者の感覚を逆なでしているような大田誠一大臣「人体に影響ないことは自信を持って申し上げられる。だからあんまりじたばた騒いでいない」^(注13)や白州敏郎事務次官「私どもに責任があると今の段階で考えているわけではない」(9・11記者会見)などの不用意で、言わずもがなの発言が批判を浴びた。

過去5年間に96回も立ち入り検査を実施していたにもかかわらず見抜けなかった。不正転売は他の業者も行ってた。こうしたことが状況で、同省事務方トップが責任回避、組織を守ることを最優先させる発言をおこなったことは、役所の論理にどつぷりと漬かった官僚の象徴だったとって過言ではない。

縦割り社会に避けて通れない組織利益優先体質は現行公務員制度の行き詰まり状態にあることを示している。

汚染米の売却で現場の農政事務所職員が不正転売の業者に随意契約で便宜

を回り酒食の接待を受けていたことが判明した。他の業者の事例を含め12人が接待や贈答品を受領していたことが判明（10・2現在）。政府の事故米有識者会議（座長・但木敬弁護士）の原因調査報告書（08・11・25）でも、終始、省庁間では対応や責任の押し付け合いが展開されている実態が明らかになった。農林水産省は事故舞に関する記者会見で「食品衛生法の所管は私どもではなく厚生労働省で……」とのフレーズを繰り返した。有識者会議は総括で①自分たちの仕事が国民の食の安全につながるとの自覚や責任感の欠落②目先の仕事をしていればいいという官僚主義的体質の2点を指摘した。

農林水産省に限らず公務員の中では責任を他の部署や省庁に転嫁させる能力ができる評価の上位になっている。食品の安全基準を担う厚生労働省は「米を食用以外に使うとは聞いたが、農林水産省がどのように処理したかは知らなかった」、所管の検疫所の段階では「食用には認められない」とした所までが仕事という認識。食品安全委も、事故米から検出された農薬やカビ毒の健康影響評価はしているが、問題への対応は所管外との立場を強調した。政府が全体として統一して機能を発揮させるというあるべき状態からは程遠い実態が次々に明らかになった。こうした状況への危機感の薄さ自体が問題だ。

なお、関連して次官が約束されていたという岡島正明官房長官が事実上引責辞任（12・26）したことを巡って。農林水産省内は「白州、岡島両氏はやめる必要はなかった。農林水産省が再就職先を確保するはず」といった同情、身内擁護一色だった。政府有識者会議でも、同省の対応・責任のとり方には「国民感情から見て」軽すぎとの批判が出た。処分の軽さは同種事案への防止に向けた緊張感の情勢には問題が大きい。処分は組織内への最大の教訓になるように熟慮されるべきだ。えてして処分される人への同情・配慮に傾き、軽い処分になっていないか。処分の軽さは組織内の緊張感のなさに繋がっている。

（4）採算性のない施設保有への固執

特別会計などを通じた各省庁散財の付けは大きい。たとえば、580億円を

投じて作った京都所在の「私の仕事館」という職業体験施設。厚生労働省は「職業訓練こそ国の責任」との主張で、世論の支持を獲得しようと必死。廃止に徹底して抵抗した。箱物行政の付けの結果は高額な公費を注ぎ込んだ豪華な宿泊施設やレジャー施設としてさらされている。全国各地で赤字に悩み維持に苦戦。売却価格は建設費に遠く及ばない。公務員の金銭感覚のなさは改めて指摘するまでもない。それにもかかわらず公務員はそうした施設の廃止にも強い抵抗を示している。天下り先など施設の果たしてきた利益を手放したくないという狭い判断しかしえないのがわが国の公務員なのだろうか。

(5) 官庁による職員の評価

耐震強度偽装事件を受け、改正建築基準法が施行されて1年が経過した08年6月、建築確認の厳格化の影響で確認が大幅に遅れ、住宅着工件数が激減したとして、冬柴国土交通大臣が国民経済に与えた影響に関しわびた。一方、法律の改正に携わった職員は、同省内で高く評価されているとの報道がなされた。

少々、違和感を覚えたのは、法案の出来ではなく、法律案作成に苦勞したこと、法律を作り権限など新たに増やせばさらに評価が上がり、新たに外郭団体を作りでもしたら最高の評価を受けるとというのが、官僚の世界だということ。理由は明瞭、予算や権限が増え、とりわけ天下り先が増えることが霞ヶ関の役人の評価の何よりの評価の尺度になっている。

予算やポストの獲得、積み上げ事態が目的となっているのは奇妙ではないか。法律も中身ではなく、結果的に大臣が誤らなければならないものであっても、当該公務員には関係ないというのはおかしい。結果として、実際に必ずしも役に立たないものを含めた法律や政令・省令が約7千件という多数に及んでいる。

(6) 地元の反対するダム建設にこだわる国土交通省

河川を巡る分権化の流れは急を告げた。地方分権化推進委は5月、国の管

理する1級河川のうち、1つの都道府県で完結する河川の管理を都道府県に委譲する1次勧告を発表した。国土交通省は治水や環境面で特に重要な河川は国が管理しなければならないとして反対し続けた。淀川水系で国が計画している大戸川ダム計画（大津市）に対し、08年11月11日、大阪、京都、滋賀、三重の4府県知事が共同で、反対するとの意見を発表した。国土交通省は計画通りの建設に拘りを見せているが地元知事の意向を無視することは事実上不可能となった^(注14)。

先立つ9月には熊本県知事が川辺川ダム建設への反対を表明。相次ぐ知事の反旗に国土交通省は他計画への影響を警戒。あくまで、ダム建設の推進姿勢を崩していない。「国土交通省は多額の費用を使うダム予算を減らしたくないというのが本音。無駄でも予算確保が優先」との批判が出ている。

整備局をただちに都道府県に移譲すべしとの橋本大阪府知事発言（11・11）に国土交通省幹部は「淀川を大阪が管理するのは無理。災害のリスクを引き受ける覚悟があるのか」と感情的な反論をしていた。

9 官僚サイドの改革への動きなど

公務員およびOBによる公務員制度改革への提言など触れておきたい。全体としては、相変わらず、「沈黙は金なり」とばかり、「だんまり」を続けている状況に変わりはない。以下に見るような若手の一部に勉強会やその結果としての提言をするといったものとどまっている。外部の民間人との交流会などを受け、省庁内で提言する者に対しては「元気だな」などといった冷ややかな反応が返ってくるのが落ち。政治やマスコミでの官庁批判や改革論議がブームの様相を呈している状況下では「じっと嵐の吹き去るのを待っている」のが得策と考えているものと思われる。「出（過ぎ）る杭は打たれる」という風潮は相変わらずとしか言いようがない。

（1）「新しい霞ヶ関を創る若手の会」（プロジェクトK）

97年採用という入省10年程度の若手官僚10人程度が創った「プロジェクト

トK」という勉強会が、05年に成果を「霞ヶ関構造改革」として出版して注目された。官僚の実名入りの提言。代表の経済産業省朝比奈一郎氏（35）は08年夏時点で、週末に各地の大学などでの講演に引っ張りだこになっていた。縦割りの行政の弊害を官僚自らの目で改革したいという具体的な提言が出されたことに注目したい。

（2）「脱藩官僚の会」

官僚の転職が増加している。08年9月18日に設立総会を開いた「脱藩官僚の会」は、政権中枢部でブレーンを務めた官僚OBの会。橋本元総理の政務秘書官を務めた江田憲司参院議員（経済産業省OB）、竹中平蔵元総務相のブレーンを務めた高橋洋一東洋大学教授（財務省OB）がリーダー。「官僚主導打破」「企画的な仕事に必要なのは上級公務員の1～2割位。8～9割はいなくても困らない」など、元官僚の自らの過去を否定するような発言が目立った。

退職キャリア官僚の政界への転職が目立ち、人材コンサルタントや外資系金融機関など民間への転職も多い。

声を発しているのは、エリートというか自信のある官僚やそのOB達だ。霞ヶ関の中には、そうした行動に出られない大多数の官僚が存在している。その多数派は心配しながら事態の推移をひたすら見守っているということのように思われる。これ以上、批判の対象としてバッシングに遭いたくないとの思いを抱いて。

10 その他

（1）公用車削減の動き

08年時点で、国土交通省は全省庁公用車の6割以上、4123台の公用車を抱えていた^(注15)。08年8月28日、台数の大幅な削減に取り組むとの計画を策定・公表した。当初、省内には3割前後削減で乗り切りたいとの空気だった

が、本気で削減に取り組まなければ国民の理解を得られないとして、土壇場で舵を切りなおしたものの。批判にあって、既得権益を維持した形で、何とか切り抜けようというのが、この時期の公務員一般の対応振りといえよう。

（2）随意契約と天下り

国が07年4～12月に随意契約を結んだ公益法人の8割が、所管官庁から天下りを受けていたことが、会計検査院の調べで分かった。随意契約先の公益法人への天下りを省庁別に見ると国土交通省が3377人と2年連続で最多。厚生労働省が1920人で2位。

企画内容などを業者に競わせた上で締結する随意契約でも受け入れ法人が1社だけしか応募していない契約の割合が62%余り。受け入れていない場合は20%弱。検査院は「実質的な競争にはなっていないケースが多い」と見ている^{（注16）}。

07年度（4～12月）独立行政法人の善契約中随意契約は74.4%、前年よりわずかに1.1ポイントの低下にとどまった。公益法人では90.7%。会計検査院が「随意契約の理由の妥当性」を検討すべきとしたものは07年までの2年間で79法人955件に上った。競争入札でも公益法人を相手にした場合、1社しか応札していない入札が全体の69.5%と、前年度の43%から大幅に上昇。独立行政法人の退職者が随意契約先の公益法人に再就職している人数は07年4月現在827人、受け入れ公益法人は129。再就職者が在籍する公益法人では1法人当たりの随意契約件数は約15倍で、平均金額は7億400万円。在籍していない公益法人に比べ件数で8倍、金額で24倍だった。

天下りと随意契約の間には、明らかに関連が認められると言わざるを得ない。

（3）行政コスト削減

09年度予算案で各省庁の娯楽費を原則廃止とした。道路特定財源でマッサージチェアなど購入してことが税金の無駄遣いだとする批判があったことへ

の対応だった。「居酒屋タクシー」が話題となったことから、タクシー予算を30%カットした。公益法人向け支出は06年度実績比で4割近い削減となった。

[注]

注1 事件に関連して「厚労行政のあり方を考える懇談会」座長でもある奥田硯トヨタ自動車相談役は「朝から晩まで厚生労働省を批判している。国民だって洗脳されてしまう」と、マスコミの姿勢に対し批判発言をした。元厚生省事務次官連続殺傷事件犯人は「高級官僚は悪、決起に後悔はない」との供述を繰り返していた。

注2 朝日08・9・19

注3 朝日08・10・30

注4 08年12月8日麻生首相に提出された分権委2次勧告。国土交通省地方整備局や農水省地方農政局など6機関は権限の一部を地方自治体に移した上で、省庁を超えた企画部門「地方振興局」と公共工事を実施する「地方工務局」（いずれも仮称）に再編。8府省15系統の出先機関（定員約9万6千人）に関して、3万5千人の削減試算を示した。

注5 政府の道州制ビジョン懇談会（座長：江口克彦 PHP 総合研究所社長）も、08年3月に18年までの道州制完全移行を柱とする中間報告を提出している。

注6 08年9月29日の事務次官会議で「各大臣には官僚を使いこなせないやつは、国民の代表として立つ資格がない、と言ってある」と発言。「官僚性悪説」に基づく霞ヶ関改革とは一線を画す姿勢を鮮明にした。

注7 批判を浴びた「私の仕事館」は廃止、土地建物は売却。

注8 08・5衆院内閣委員会

注9 09・1・8衆院予算委員会

注10 キャリア官僚の自発的退職は02～06年の5年間で292人。92～96年162人。82～86年80人。10年ごとに約2倍になっている。08年I種試験受験者数（行政・法律・経済）1万3646人はピーク時の1996年比約

4割減。特に東大法学部からの財務省入省者1987年卒13人、08年卒5人。かつてのようにトップクラスはもはや官僚にはならないという時代になっている。45歳本省課長の年収1200万円という待遇。以前のような退職後につながるトータルの待遇という期待感がなくなった中でこの待遇で優秀な人材を確保できるか。

注11 改ざんの疑い6万9千件の存在と、「組織的関与があったと思う」「改ざんの可能性の高い2万人に確認を求めたところ1408人が記録の誤りを認め、うち140人が改ざんに関与していた。25人は改ざんに関係した職員の名を挙げた」など、舛添厚生労働大臣が答弁した（08・12・4参院厚生労働委員会）。

注12 郷原信郎桐蔭横浜法科大学院教授は従業員4人以下の零細企業に厚生年金保険料の納付義務が拡大された85年の法改正時に、予想された保険料滞納への適切な対応がなされなかったことが原因と指摘している（朝日08・12・27）

注13 冷凍餃子問題の折も「国民が喧しい」との発言で批判を浴びる。

注14 11月11日、分権委の丹波委員長は「自治体の方が国よりも地元の事情を理解している」と、地元知事の意向を尊重すべきだと注文をつけた。

注15 朝日新聞の調べでは、08年時点で、中央省庁の所有する公用車は、6382台、うち64.6%が国土交通省分。多くは地方の出先機関にあり、巨額の予算である、道路整備・治水両特別会計からの支出で7割近くがまかなわれている。

注16 参院への報告08・9・10付